



県章

山形県公報

令和3年6月18日(金)
第214号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……661
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……666
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……667
- 同……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……668
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公 告

- 家畜商講習会の開催……………(畜産振興課) ……669
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……670
- 令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) ……671

正 誤

告 示

山形県告示第530号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形農業協同組合
代表理事組合長 岡崎 輝明
山形市旅籠町一丁目12-35

- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備考	変更年月日
変更前	変更後			
佐竹 浩文 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年6月4日	
高橋 広行 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
吉田 邦弘 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			

佐藤 隆一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山口 正昭 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 俊一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大場 一仁 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
樋口 彰史 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
古内 拓己 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
武田 修 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
笹原 宏之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
秋葉 達也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
土屋 弘之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 信一郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 直人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山川 喜与一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
東海林 賢一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
熊谷 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
屋島 正人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
板坂 和広 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 裕平 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
寒河江 章 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
渡辺 和則 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
	齋藤 恭宏 玄米、小麦、大豆、そば

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 庄内みどり農業協同組合
 代表理事組合長 田村 久義
 酒田市曙町一丁目1
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
本間 光記 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年6月4日
佐々木 浩希 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐々木 盛二 もみ、玄米、大豆	同 左		
曾我 維見 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠田 聡 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
児玉 康昭 もみ、玄米、大豆	同 左		
堀 忠雄 もみ、玄米、大豆	同 左		
堀 賢治郎 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 俊之 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 真司 もみ、玄米、大豆	同 左		
横山 嘉彦 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠藤 学 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 哲也 もみ、玄米、大豆	同 左		
和島 功 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 広一 もみ、玄米、大豆	同 左		
渡辺 桂 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
小野寺 由一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 晃喜 もみ、玄米、大豆	同 左		
澁谷 享治 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 光昭 もみ、玄米、大豆	同 左		
池田 耕 もみ、玄米、大豆	同 左		
田村 賢治 もみ、玄米、大豆	同 左		
池田 彰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		

土井 翼 もみ、玄米、大豆	同 左	
前田 考裕 もみ、玄米、大豆	同 左	
佐々木 功 もみ、玄米、大豆	同 左	
佐藤 良輔 もみ、玄米、大豆	同 左	
長沢 隆洋 もみ、玄米、大豆	同 左	
成田 幸司 もみ、玄米、大豆	同 左	
小松 祐輔 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 由紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
高橋 英樹 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
土田 勝則 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
田村 和也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
坪沼 雪人 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
	工藤 武士 もみ、玄米、大豆、そば	

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形市農業協同組合
代表理事組合長 大山 敏弘
山形市幸町18-20

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
甲谷 憲一 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年6月4日
鈴木 公俊 玄米	同 左		
伊藤 俊則 玄米	同 左		
安孫子 誉晃 玄米	同 左		
	浅野 健介 玄米		

4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東根市農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 勝藏
東根市新田町二丁目1-10

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
安達 清春 玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年6月4日
鈴木 晃悦 玄米、大豆	同 左		
植松 美智也 玄米、大豆	同 左		
太田 孝 玄米、大豆	同 左		
太田 和光 玄米、大豆	同 左		
滝口 真 玄米、大豆	同 左		
三浦 友和 玄米、大豆	同 左		
奥山 祐介 玄米、大豆	同 左		
渡辺 智信 玄米、大豆	同 左		
安達 巧 玄米、大豆	同 左		
清水 博幸 玄米、大豆	同 左		
早坂 茂樹 玄米、大豆	同 左		
浅野目 忠 玄米、大豆	同 左		
原田 晋太郎 玄米、大豆	同 左		
大越 崇生 玄米、大豆	同 左		
舘下 勇 玄米、大豆	同 左		
笹原 慎之介 玄米、大豆	同 左		
高梨 剛 玄米、大豆	同 左		
小松 伸悟 玄米、大豆	同 左		
	大江 智彦 玄米、大豆		
	原谷 直人 玄米、大豆		

- 5 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 山形県食糧株式会社
 代表取締役 尾形 幸広
 上山市蔵王の森16
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
山形県食糧株式会社 代表取締役 尾形 幸広 山形市流通センター一丁目12-4	山形県食糧株式会社 代表取締役 尾形 幸広 上山市蔵王の森16	平成28年10月24日

- 6 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社鶴岡協同ファーム
 代表取締役 五十嵐 一雄
 鶴岡市高坂字宮下114-7
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
有限会社鶴岡協同ファーム 代表取締役 五十嵐 一雄 鶴岡市民田字十二前96	有限会社鶴岡協同ファーム 代表取締役 五十嵐 一雄 鶴岡市高坂字宮下114-7	令和元年9月19日

山形県告示第531号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。
 令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	天 童 地 区	令和3年1月15日

山形県告示第532号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。
 令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	最 上 川 中 流 地 区	令和3年3月12日

山形県告示第533号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。
 令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	上 山 地 区	令和3年3月22日

山形県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営澁郷堰土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営澁郷堰土地改良事業計画書（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））の写し
- 2 縦覧に供する場所
高島町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和3年6月18日から同年7月16日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営井の下土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営井の下土地改良事業計画書（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））の写し
- 2 縦覧に供する場所
小国町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和3年6月18日から同年7月16日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称
 笹川土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日
 令和3年6月7日

山形県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称
 西郷土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日
 令和3年6月7日

山形県告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第203号
- 2 指定の場所 東根市中央東三丁目7774番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
 延長 47.31メートル
- 4 指定年月日 令和3年6月11日

山形県告示第539号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

第1条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	" 久野本支店	天童市東久野本二丁目 10番11号	" "	を
	" 長岡支店	" 中里四丁目1番 39号	" "	

" 長岡支店	天童市中里四丁目1番 39号	" "	に、
------------------	-------------------	---------------	----

「	〃	大久保支店 村山市楯岡五日町8番 30号	〃	〃	を
」					
「	〃	大久保支店 村山市楯岡五日町8番 30号	〃	〃	に改める。
」	〃	久野本支店 天童市東本町一丁目9 番1号	〃	〃	

第2条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第2中	「	〃	長岡支店 天童市中里四丁目1番 39号	〃	〃	を
	」	〃	芳賀支店 〃 芳賀タウン北二 丁目1番6号	〃	〃	

「	〃	芳賀支店 天童市芳賀タウン北二 丁目1番6号	〃	〃	に、
」					

「	〃	久野本支店 天童市東本町一丁目9 番1号	〃	〃	を
」					

「	〃	久野本支店 天童市東本町一丁目9 番1号	〃	〃	に改める。
」	〃	長岡支店 〃	〃	〃	

附 則

この規程中第1条の規定は令和3年6月21日から、第2条の規定は同月28日から施行する。

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年8月26日（木） 午前8時40分から午後5時まで
令和3年8月27日（金） 午前9時から午後5時10分まで

- (2) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号
村山総合支庁402会議室（4階）

2 講義内容

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講手続

受講申込書を令和3年8月10日（火）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課（県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部畜産振興課）に提出すること。

4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課（電話023(630)2473）又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中型バスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和3年7月29日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 中型バス 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所 上山市河崎三丁目7番1号 山形県立ゆきわり養護学校
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年7月13日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月6日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Medium-size bus Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 29, 2021

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724

令和4年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

令和3年6月18日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	10

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 募集区域
県下一円
- 3 出願期間
令和3年7月26日（月）から同年8月6日（金）正午まで
- 4 提出書類
 - (1) 入学願書
学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。
 - (2) 履歴書・身上書
学校所定のもの
 - (3) 写真
最近3箇月以内に撮影したもの
 - (4) 調査書
進学用の所定の様式のもの
 - (5) 健康診断書
学校所定のもので、令和3年4月1日以降に受診したもの
- 5 選 抜
提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。
 - (1) 学力検査
 - イ 検査教科
工 業
 - ロ 検査時間
70分
 - ハ 検査期日
令和3年8月21日（土）
 - (2) 面接期日
令和3年8月21日（土）学力検査終了後
※定員に満たない場合は令和4年1月に2次募集と選抜を実施する（小論文と面接による選抜）。
- 6 合格発表
令和3年8月26日（木）午後3時予定
- 7 その他
細部については、学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 3. 4. 1	号外 (17)	1	20	ただし書きの	ただし書の
同	同	同	21	ただし書きの	ただし書の